

自然環境保全法施行規則の一部を改正する省令について
(令和元年11月1日公布：環境省令第12号)

令和元年11月
自然環境局

1. 改正の趣旨

自然環境保全法の一部を改正する法律（平成31年法律第20号。以下「改正法」という。）において、新たな保護区制度として「沖合海底自然環境保全地域」が創設された。このため、改正法の施行に向け、改正法による改正後の自然環境保全法（昭和47年法律第85号）の規定に基づき、沖合海底自然環境保全地域に係る許可基準、許可又は届出を要しない行為、申請・届出手続等の所要の規定を設けるとともに、地方環境事務所長に委任する環境大臣の権限の規定等につき、所要の改正を行うこととする。

また、希少野生動植物の保護や特定外来生物による生態系等に係る被害に対する対策を迅速に進める必要性等を踏まえ、原生自然環境保全地域や自然環境保全地域においても、各区域の性質を考慮しつつ、これらの対策を進めていく必要がある。そこで各区域における「許可等を要しない行為」又「届出等を要しない行為」に、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第47条第1項に規定する認定保護増殖事業等に係る行為や、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第2条第1項に規定する特定外来生物の防除に係る行為等を加えることとする。

2. 改正の内容

(1) 許可又は届出を要しない行為等の追加

- ①原生自然環境保全地域内における行為の制限の対象とならない行為の追加
- ②特別地区内における許可等を要しない行為の追加
- ③野生動植物の捕獲等の制限の対象とならない行為の追加
- ④海域特別地区内における許可等を要しない行為の追加
- ⑤普通地区内における届出等を要しない行為の追加

(2) 沖合海底自然環境保全地域に係る所要の規定の新設

- ①沖合海底自然環境保全地域の指定等の案の公告と公聴会の開催
- ②沖合海底特別地区内における特定行為の許可申請書
- ③沖合海底特別地区内の特定行為の許可基準
- ④沖合海底特別地区内における許可等を要しない特定行為
- ⑤沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における特定行為の届出書
- ⑥沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内における届出等を要しない特定行為
- ⑦その他 証明書の様式の変更、地方環境事務所長に委任する権限の追加等

3. 施行

令和2年4月1日。ただし、2.(2)④及び⑥の一部については、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行の日又はこの省令の施行の日のいずれか遅い日から施行することとする。